

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下北山村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十五年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（道路現況平面図データ整備）
- 二 測量の地域 下北山村内全域
- 三 測量の期間 平成二十五年五月七日から同年九月三十日まで